

栃木県医師修学資金貸与条例施行規則（平成17年栃木県規則第67号）

（趣旨）

第1条 この規則は、栃木県医師修学資金貸与条例（平成17年栃木県条例第83号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公的医療機関等）

第2条 条例第2条第6号に規定する公的医療機関に準ずるものとして規則で定めるものは、災害拠点病院又はへき地医療拠点病院として知事が指定する病院であって公的医療機関以外のものその他知事が別に定める病院とする。

（申請の手続）

第3条 条例第6条第1項の規定による申請は、知事が別に定める期間内に、修学資金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 推薦調書（別記様式第3号）
- (3) 身上調書（別記様式第4号）

（保証人）

第4条 条例第6条第1項に規定する保証人（以下「保証人」という。）は、独立の生計を営む成年の者2人とする。

2 借受者（条例第6条第3項に規定する借受者をいう。以下同じ。）は、保証人を変更するときは、保証人変更届（別記様式第5号）により、知事に届け出なければならない。

（貸与等の通知）

第5条 条例第6条第2項の規定による貸与契約（以下「貸与契約」という。）の締結は、同条第1項の規定による申請をした者に通知することにより行うものとする。

2 知事は、条例第6条第1項の規定による申請があった場合において、貸与することが適当でないと認めるときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（修学資金の交付）

第6条 栃木県医師修学資金（以下「修学資金」という。）は、3箇月分を一括して口座振替の方法により交付する。ただし、条例第3条第2項の規定により修学資金を貸与するときその他特別な理由があるときは、他の方法により交付することができる。

（退学届出等）

第7条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書により知事に届け出なければならない。

- (1) 退学し、休学し、又は停学の処分を受けた場合 退学（休学・停学）届（別記様式第6号）
- (2) 復学した場合 復学届（別記様式第7号）
- (3) 借受者又は保証人の住所又は氏名の変更があった場合 住所（氏名）変更届（別記様式第8号）

2 借受者は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、修学資金貸与辞退届（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

3 保証人は、借受者が死亡したときは、速やかに死亡届（別記様式第10号）にその事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

（貸与契約の解除等の通知）

第8条 知事は、条例第8条第1項の規定により貸与契約を解除したとき又は同条第2項の規定により修学資金の貸与を休止したときは、その旨を借受者に対して通知するものとする。同項の規定により修学資金の貸与の休止を受けた者が、復学したため、貸与を再開するときも、同様とする。

（借用証書）

第9条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに修学資金借用証書（別記様式第11号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 条例第8条第1項の規定により貸与契約を解除されたとき。
- (2) 条例第2条第4号に規定する大学を卒業したとき。

（返還等の猶予の申請）

第10条 借受者は、条例第10条の規定により修学資金の返還の債務及び利息の支払の債務（以下「返還等債務」という。）の履行の猶予を受けようとする場合は、猶予の事由が発生した日から10日以内に、修学資金返還等猶予申請書（別記様式第12号）に、次の各号に掲げる猶予の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

らない。

(1) 条例第10条第1号に掲げる場合 大学医学課程（条例第2条第5号に規定する大学医学課程をいう。）に在学していることを証する書類

(2) 条例第10条第2号に掲げる場合（県の職員として臨床研修（条例第2条第2号に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受けている場合を除く。）臨床研修を受けていることを証する書類

(3) 条例第10条第3号に掲げる場合 業務（同号に規定する業務をいう。第16条において同じ。）の従事に関する計画書

(4) 条例第10条第4号に掲げる場合（県の職員として業務に従事した場合を除く。）業務に従事していることを証する書類

(5) 条例第10条第5号に掲げる場合 専門研修（条例第2条第3号に規定する専門研修をいう。以下同じ。）を受けていることを証する書類

(6) 条例第10条第6号に掲げる場合 修学資金を返還し、及び利息を支払うことが困難であることを証する書類

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、審査の上返還等債務の履行の猶予の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

（期間の計算方法）

第11条 条例第11条の規定により返還等債務を免除する場合の業務（条例第3条第1項に係る借受者にあつては、同項に定める業務に限る。以下この条及び第17条において同じ。）に従事した期間（条例第3条第2項に係る借受者にあつては、当該従事した期間に条例第10条第2号に定める期間を加えた期間をいう。以下同じ。）の計算は、月数によるものとする。この場合において、当該業務に従事した期間中に休職又は停職の期間（業務上の災害又は通勤による災害に起因する休職の期間を除く。）があるときは、当該業務に従事した期間から、当該休職又は停職の期間の開始する日の属する月の翌月から当該休職又は停職の期間の終了する日の属す

る月までの月数を控除するものとする。
(一部免除することができる返還等債務の額)

第12条 条例第11条第2項の規定により一部免除することができる返還等債務の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じて得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

- (1) 返還等債務の総額
- (2) 返還等債務の総額から、業務に従事した期間を修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値を返還等債務の総額に乗じて得た額を減じて得た額に、2分の3を乗じて得た額
(返還等の免除の申請)

第13条 借受者は、条例第11条の規定により返還等債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還等免除申請書(別記様式第13号)に、その事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、審査の上返還等債務の免除の可否を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(書類の提出)

第14条 知事は、修学資金の貸与の目的を達成するために必要があると認めるときは、借受者に対し、成績証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(研修先変更届出等)

第15条 条例第10条第2号又は第5号の規定により返還等債務の履行の猶予を受けている者(県の職員として臨床研修を受けている者を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書等により知事に届け出なければならない。

- (1) 臨床研修又は専門研修の研修先を変更した場合(次号に該当する場合を除く。) 研修先変更届(別記様式第14号)及び研修を受けていることを証する書類
- (2) 臨床研修又は専門研修を中止し、若しくは休止し、又は県外の医療機関で受けることとなった場合 研修中止等届(別記様式第15号)
(就業届出等)

第16条 条例第10条第3号の規定により返還等債務の履行の猶予を受けている者(以下「第3号猶予者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書等により知事に届け出なければならない。

(1) 業務に従事した場合 就業届(別記様式第16号)及び従事していることを証する書類

(2) 業務の従事先を変更した場合 業務従事先変更届(別記様式第17号)及び従事していることを証する書類

2 第3号猶予者は、第10条第3号に掲げる業務の従事に関する計画書に記載された事項を変更したときは、速やかに、変更後の業務の従事に関する計画書を知事に提出しなければならない。

(離職届出)

第17条 条例第10条第3号又は第4号の規定により返還等債務の履行の猶予を受けている者は、業務に従事しなくなったときは、速やかに離職届(別記様式第18号)により知事に届け出なければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

2 栃木県保健所等医師修学資金貸与条例施行規則(昭和41年栃木県規則第34号)は、廃止する。

附 則(平成19年規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第61号)

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第22号)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の栃木県医師研修資金等貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に栃木県医師研修資金等貸

与条例の一部を改正する条例(平成25年栃木県条例第41号。以下「改正条例」という。)による改正後の栃木県医師修学資金貸与条例(平成17年栃木県条例第83号)の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者について適用し、同日前に改正条例による改正前の栃木県医師研修資金等貸与条例の規定により栃木県医師研修資金を貸与する旨の契約を結んだ者及び同条例の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者については、なお従前の例による。

附 則(平成28年規則第37号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成28年栃木県条例第28号。以下「改正条例」という。)による改正後の栃木県医師修学資金貸与条例(平成17年栃木県条例第83号)の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者について適用し、同日前に改正条例による改正前の栃木県医師修学資金貸与条例の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者については、なお従前の例による。

附 則(平成30年規則第28号)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成30年栃木県条例第15号。以下「改正条例」という。)による改正後の栃木県医師修学資金貸与条例(平成17年栃木県条例第83号)の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者について適用し、同日前に改正条例による改正前の栃木県医師修学資金貸与条例の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第3条関係）

修学資金貸与申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住所

氏名

印

(法定代理人) 住所

氏名

印

栃木県医師修学資金の貸与を受けたいので、栃木県医師修学資金貸与条例第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 貸与を申請する栃木県医師修学資金の区分（該当するものを○で囲むこと。）

(1) 大学医学課程を対象とする栃木県医師修学資金

(2) 知事が指定する大学医学課程を対象とする栃木県医師修学資金

2 貸与申請額 月額（年額） 円

入学金に相当する額 円

3 貸与申請期間 年 月から 年 月まで（ 年度分）

4 振込口座番号 銀行 支店

口座番号

(フリガナ)

口座名義人

5 大学名

6 専攻科目名（将来の進路とする診療科）

別記様式第2号（第3条関係）

誓 約 書

私は、修学資金の貸与を受けるに当たり、学生としての本分を尽くすとともに、栃木県医師修学資金貸与条例（以下「条例」という。）及び栃木県医師修学資金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）の規定並びに修学資金貸与申請書に記載した事項を遵守することを誓約します。

なお、条例及び規則の規定並びに修学資金貸与申請書に記載した事項に違反した場合には、貸与契約を解除されても異議ありません。

年 月 日

栃木県知事 様

（申請者）住所

氏名

㊞

年 月 日生

私どもは、上記申請者の保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務を連帯して負担します。

（保証人）住所

氏名

㊞

申請者との関係

電話番号

年 月 日生

（保証人）住所

氏名

㊞

申請者との関係

電話番号

年 月 日生

別記様式第3号（第3条関係）

推 薦 調 書

学部学年

学生氏名

上記の者は、栃木県医師修学資金貸与条例第3条第1項（第2項）の規定に該当し、修学資金の貸与を受けることがふさわしい者として推薦します。

年 月 日

栃木県知事 様

大学所在地

大学名

学長氏名

印

電話番号

別記様式第5号（第4条関係）

保証人変更届

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号

住所

氏名

印

電話番号

次のとおり保証人を変更するので届け出ます。

- 1 新保証人 住所
氏名
職業
生年月日 年 月 日生（ 歳）
本人との関係
電話番号

2 旧保証人氏名

3 変更の理由

連帯保証書

年 月 日

栃木県知事 様

新保障人住所

新保証人氏名

印

栃木県医師修学資金については、借受者
す。

と連帯してその債務を負担しま

別記様式第6号（第7条関係）

退学（休学・停学）届

年 月 日

栃木県知事 様

大学名

貸与決定番号

住所

氏名

印

電話番号

次のとおり退学した（休学した・停学の処分を受けた）ので届け出ます。

1 退学（休学・停学）年月日 年 月 日

2 理由

3 既借受け期間及び金額 年 月から 年 月まで（ 箇月分）
合計 円借受け

上記のとおり退学した（休学した・停学の処分を受けた）ことを証明します。

年 月 日

大学所在地

大学名

学長氏名

印

別記様式第7号（第7条関係）

復 学 届

年 月 日

栃木県知事 様

大学名

貸与決定番号

住所

氏名

印

電話番号

年 月 日から復学したので届け出ます。

上記のとおり復学したことを証明します。

年 月 日

大学所在地

大学名

学長氏名

印

住所（氏名）変更届

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号

住所

氏名

電話番号

印

次のとおり住所（氏名）を変更したので届け出ます。

1 変更のあった者の氏名

2 新住所

新氏名

3 旧住所

旧氏名

4 変更理由

5 変更年月日

修学資金貸与辞退届

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号

住所

氏名

印

電話番号

保証人住所

氏名

印

電話番号

保証人住所

氏名

印

電話番号

次のとおり修学資金の貸与を辞退したいので届け出ます。

1 辞退時期 年 月から

2 理由

3 既借受け期間及び金額 年 月から 年 月まで（ 箇月分）

合計 円借受け

別記様式第10号（第7条関係）

死 亡 届

年 月 日

栃木県知事 様

保証人住所

氏名

電話番号

印

次のとおり借受者が死亡したので届け出ます。

1 借受者氏名

2 死亡年月日 年 月 日

3 大学名

収入印紙
貼 付

修学資金借用証書

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号

住所

氏名

印

電話番号

保証人住所

氏名

印

電話番号

保証人住所

氏名

印

電話番号

栃木県医師修学資金貸与条例に基づき、下記金額を借用しました。

借受け期間	年 月から 年 月まで (年 月から 年 月までを除く。)
借 用 金 額	円

記入上の注意

- 借用金額が、100万円を超え500万円以下のときは2,000円、500万円を超え1千万円以下のときは1万円、1千万円を超え5千万円以下のときは2万円の収入印紙を貼付し、消印すること。
- 消印は、本人及び連帯保証人2名の計3名の印で行うこと。

別記様式第12号（第10条関係）

修学資金返還等猶予申請書

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号

住所

氏名

印

電話番号

栃木県医師修学資金貸与条例第10条の規定により、次のとおり修学資金の返還の債務及び利息の支払の債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

借 用 金 額	円		
借 受 け 期 間	年 月から 年 月まで (年 月から 年 月までを除く。)		
猶 予 申 請 の 内 容	猶 予 申 請 額	円	希 望 す る 猶 予 期 間 年 月から 年 月まで
	猶予申請の理由		
大 学 卒 業 後 の 状 況	期 間	就 業 場 所	
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		

別記様式第13号（第13条関係）

修学資金返還等免除申請書

年 月 日

栃木県知事 様

貸与決定番号

住所

氏名

印

電話番号

栃木県医師修学資金貸与条例第11条の規定により、次のとおり修学資金の返還の債務及び利息の支払の債務の免除を受けたいので申請します。

借 用 金 額	円	
借 受 け 期 間	年 月から 年 月まで (年 月から 年 月までを除く。)	
免 除 申 請 の 内 容	免 除 申 請 額	円
	免 除 申 請 の 理 由	
大 学 卒 業 後 の 状 況	期 間	就 業 場 所
	年 月から 年 月まで	
	年 月から 年 月まで	